

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準備書面 6

令和4年5月9日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小島延夫



同 代理人弁護士

北古賀康博



同 代理人弁護士

篠木 潔



同 代理人弁護士

馬場 勝



原告が、本訴訟の原告適格を行政事件訴訟法第9条1項のみならず同条2項に基づいても有していることを、以下主張する。

第1 検討

1 根拠となる法令の規定

被告は、電気事業法（以下「法」という）第18条1項に基づき、処分の

名宛人を九州電力送配電として、一般送配電事業者と小売電気事業者との間の託送供給等約款変更認可処分を行っている。そこで、法をみるに、同法は、託送供給等約款変更認可処分を行うための基準として、同条3項を定める。これらの処分基準が保護しようとする「法律上の利益」（保護法益）を特定するにあたっては、平成26年改正後の趣旨・制度を踏まえた法令の趣旨及び目的をもって特定されなければならない。

2 法令の趣旨及び目的

(1) 改正前の電気事業法

平成26年改正前の法は、一般電気事業者と需要者（最終使用者）という2当事者構造に基づき、供給約款（法の平成26年改正まで存在していた、一般電気事業者と需要者（最終使用者）の間の契約関係を律する供給約款のこと。一般送配電事業者と小売電気事業者の間を規律する託送供給等約款とはまったく別のもの）に基づく電気の供給がなされていた。そして、改正前の法は、第19条（一般電気事業者の供給約款等）において、一般電気事業者及び需要者の間の電気料金に関する規律を定めていた。

第19条（一般電気事業者の供給約款等）

一般電気事業者は、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(2) 平成26年改正（電力自由化）

ア 改正の趣旨

しかしながら、法の平成26年改正による電力小売事業の全面自由化により、電気事業者間の競争を促進することが採用され、電気事業の構造は、従前の「一般電気事業者及び需要者」という2当事者構造から、「小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要者」という3当事者構造に変化した。そして、平成27年改正においても一般送配電事業者（従前、地域独占をしていた大手電力会社）に対して小売電気事業又は発電事業の兼業を禁止し行為規制の強化を行うことで、上述の電気事業者間の競争促進を確保することが強化された。

そのため、平成26年改正以降の電気事業法においては、上記3当事者構造のもと、電気事業者間の適正な競争環境が確保され、終局的に「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」が図られることを目的としている（乙11号証「2020年度版 電気事業法の解説」・44頁参照）。

現に法は、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の規律である託送供給等約款に関して経済産業大臣が審査をする認可制度（法18条）を設けている。その趣旨は、「一般送配電事業者はその供給区域における一般送配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、このような制度的独占の弊害」からの保護を目的としたものである（乙1

1号証「2020年度版 電気事業法の解説」・167ページ)。改正後の法において当該弊害の不利益（例えば、一般送配電事業者が小売電気事業者に対しその優越的な地位を用いて、託送供給等約款料金の不適正な原価、利潤を乗せて請求することや、不明瞭な料金額の算出により利益を得ようとする事）を直接被るのは、一般送配電事業者と直接的に対している小売電気事業者である。

したがって、改正後の法は、経済産業大臣による託送供給等約款に対する認可制度を採用することにより、小売電気事業者の保護をはかり、最終的に「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を実現しようとしたのである。

この点、被告は、「小売全面自由化は、「小売電気事業者」については、その経済的利益を保護しないことを立法政策として採用しているのであり、その個別的利益を保護する趣旨を含むものとは到底見ることができない」（被告第5準備書面・30頁）と主張する。

しかしながら、被告の主張は、電気料金を暫時下げていくという、電力自由化の前提として、小売電気事業者の努力によっても削減できないコストをできるだけ減らすということが要請されていることを無視しており、電力自由化の目的・趣旨に沿わないものである。

小売電気事業者の努力によっても削減できないコストが減らないと、小売電気事業者に過度の負担を強いることになって、結局、電力の利用者の利益も実現されない。したがって、法は、法18条における託送供給等約款の認可制度を残し、電気の利用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益の保護をするものとしたのである。

また、被告の主張は、需要者（最終利用者）の利益を実現するために、小売電気事業者が果たしている、現実の役割についての理解を欠くものでもある。託送供給等約款料金は、電気の小売料金に転嫁され、最終的には電力の需要者（最終利用者）が負担するものであるが、消費者向け電気料

金の約3～4割を占めている。

また、託送供給等約款料金については、託送供給等約款について認可が必要だという制度がとられているものの、一般の電気料金そのものが規制料金であった時のような消費者庁との共管事項から外れ、需要者（最終使用者）（消費者）目線での審査・監視機能が相対的に低下し、託送供給等約款料金の審査や検証は需要者（最終使用者）（消費者）による監視機能が及ばない状況となっている。小売電気事業者においては託送供給等約款料金を需要者から回収することを義務づけられている以上、電力自由化における最大の目標である電気料金の低減化の恩恵を受ける需要者（最終使用者）（消費者）の利益を守るためには積極的に託送料金のあり方について監視すべき立場に置かれているのであり、小売電気事業者の経営努力が及ばない託送供給等約款料金の高騰はまさに小売電気事業者の個別の不利益そのものと言える。

したがって、被告の主張は、法18条における託送供給等約款の認可制度の存在を無視し、電力自由化の目的・趣旨とも沿わないものであって、相当ではない。

イ 法律上保護される利益の特定

以上を踏まえ、改正後の法についてみるに、第1条に定める目的として、「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を図ることを最終的な目的としつつ、その前提条件として小売電気事業者にとっての「電気事業の運営」が「適正かつ合理的」に実現されることもまた当然の目的としており、一般送配電事業者から小売電気事業者に対する不適正な託送料金の請求からの保護を目的としているといえる。

また、経済産業大臣が変更認可処分を判断する処分基準（法18条3項）についてみるに、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」（第1号）とは、「料金の妥当性を担保す

る」ことを目的とする規定であり（乙11号証「2020年度版 電気事業法の解説」・170ページ）、具体的には、一般送配電事業者が、独占的及び優越的な地位を濫用し妥当性のない料金を小売電気事業者に対し設定し、小売電気事業者が事業継続のために支払わざるを得ない事態を避けることを目的としているといえる。

さらに、「第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと」（第2号）は、平成26年改正で新設されたものであるが、「託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対して提示される料金水準が不当に高いものではないこと、当該電気の供給を受ける者に対して料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されていない」ことを求めるものとされている（乙11号証「2020年度版 電気事業法の解説」・171ページ）。ここでいう「電気の供給を受ける者」とは小売電気事業者のことをいうが、託送料金が不当に高いものとなると、小売電気事業者の健全な経営の維持に支障をきたし、市場競争の基盤が害される。そこで、法は、電気の使用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の健全な経営を確保するために、直接的には小売電気業者を保護するために、適正な託送料金の実現を図ることを、当該認可制度によって実現するとしたのである。

このように、改正後の法は、一般送配電事業者によって託送条件が託送供給等約款によって歪められないよう、電気の需要者（最終使用者）の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益も保護するものである。

3 害される利益の内容及び程度

託送供給等約款の変更認可処分によって、①一般送配電事業者は託送供給契約の相手方に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有するという効果を有し、②規則により一般送配電事業者は賠償負担金と廃炉円滑化

負担金を「回収できる」ではなく「回収しなければならない」とされていることからして、一般送配電事業者が任意で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収しないとといったことや、その金額を交渉することは一切想定されず、託送供給契約の相手方に対し一律に適用されることが予定されている（乙第11号証「2020年度版 電気事業法の解説」・176頁～177頁。）。

そうすると、経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款がただちに適用される。そのため、託送供給契約の相手方からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなったといえる。

そして、小売電気事業者は、規則45条の21の4及び同45条の21の7によって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を継続的に課せられる地位に立たされるのである。仮に規則45条の21の4及び同45条の21の7が法に基づかないのであれば、そもそも託送供給等約款の変更認可処分が違法であり、賠償負担金相当金と廃炉円滑化負担金相当金を支払う義務は発生しないこととなるはずである。しかし、処分がされると、外形的には、原告を含めた小売電気事業者は法律の根拠を有しないにもかかわらず、本件規則により直接的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に継続的に立たされる。仮にこれを当事者訴訟や債務不存在確認訴訟の手段によって問うことがあったとしても、それを行う場合には、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされる小売電気事業者とそうでない者が混在し、法が想定する「電気事業の運営を適正かつ合理的」にすることは図られないのであるから、当該地位は変更認可処分を取り消さない限り、その権利を救済する手段はないのであって、法も処分の取消訴訟によってその救済を図ることを想定している。

この点、被告は、法1条にある文言のみを取り上げ、法の保護法益が最終

使用者（需要者）の利益のみであると論難する。

しかしながら、これは、法の平成26年改正以降の制度及びその趣旨を見落として、従来の制度のままの議論を展開するものである。上述のとおり、法の平成26年改正により、電気事業は、小売電気事業者を含めた3当事者構造によって成立するものである。そして、託送供給等約款はまさに、小売電気事業者と一般送配電事業者間を規律するものであり、経済産業大臣においては、電気の需要者（最終使用者）の利益を最終的に保護する前提として、電気事業を担う小売電気事業者の利益の保護という観点も当然にその処分基準の根底に存在するのである。

4 原告について原告適格を基礎づける事実

九州電力と、丸紅新電力株式会社（以下、「丸紅新電力」という。）、原告他2社は、平成28年（2016年）6月30日、九州電力を託送供給者、丸紅新電力、原告他2社を託送受給者とする、接続供給兼基本契約（以下、「本件接続供給契約」という。）を締結した（甲第5号証・接続供給兼基本契約書）。この契約は、当時の託送供給等約款に基づくものである。

本件接続供給契約は、託送受給者4名の代表契約者を丸紅新電力として、丸紅新電力、原告他2社と九州電力の間の五者間契約とするものであり、九州電力が原告らに対して行う接続供給に関して、そのサービス内容、料金算定、支払方法等を定めたものである。その後、九州電力は、2020年（令和2年）4月1日に、その契約上の地位を九州電力送配電に移転し（甲第7号証）、本件接続供給契約は、丸紅新電力、原告他8社の10社と九州電力送配電の間の契約となっている。

したがって、原告は、九州電力送配電との間の本件接続供給契約により、託送供給等約款が適用されており、結果、小売電気事業者として賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に必然的に立たされているのであるから、「法律上の利益を有する者」に該当し、原告適格を有する。

第 2 結論

以上のとおりであるから、原告は、行政事件訴訟法第 9 条 1 項において当然に原告適格が認められるのであるが（原告の準備書面 2 参照）、行政事件訴訟法第 9 条 2 項においても原告適格が認められる。

以 上